

# 福山市土木常設員制度について

福 山 市

福山市では、道路、橋りょうなどの適正な維持管理のため、各学区（地区）自治会（町内会）連合会長の推薦に基づいて、各学区（地区）自治会（町内会）連合会等（80区域）を設置区域として、市内全域に280名の土木常設員を配置しています。

## ● 土木常設員の主な業務

土木常設員は、おおむね次の事項について市に協力することを職務としています。

- ① 道路、橋りょう、河川及び堤塘並びにそれらの付属工作物の維持管理に関すること
- ② 水防、水利に関すること
- ③ 道路および公有地の境界に関すること

## ● 土木常設員の同意・承諾が必要となる書類

土木工事等にかかる各種申請は、直接個人等の利害に関係することから、次の申請については、公正・公平な第三者的立場である土木常設員の同意・承諾を必要としています。

- ① 境界確認申請
- ② 公用廃止
- ③ 道路占用許可申請
- ④ 公共用地使用許可申請
- ⑤ 道路（水路）工事施行承認申請

## ● 土木・農林関係への要望

市に対する要望については、個人、自治会等からの要望もお受けしますが、公正・公平を基本に、地域住民の総意の反映となるよう土木常設員と連携を図り、的確に処理することとしています。

## ● 問い合わせ先

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| ・建設政策課   | 電話：084-928-1075 |
| ・松永建設産業課 | 電話：084-930-0412 |
| ・北部建設産業課 | 電話：084-976-8807 |
| ・沼隈建設産業課 | 電話：084-980-7710 |
| ・神辺建設産業課 | 電話：084-962-5013 |

区域図・担当者等  
は裏面に掲載